

外務委員会議録 第十五号

昭和二十九年三月十二日(金曜日)
午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 上塚 司君
理事 今村 忠助君 理事 富田 健治君
理事 福田 篤泰君 理事 野田 卯一君
理事 並木 芳雄君 理事 穂積 七郎君
理事 戸叶 里子君

北 吟吉君 佐々木盛雄君
中山 マサ君 増田甲子七君
喜多壯一郎君 須藤彌吉郎君
上林興市郎君 福田 昌子君
細迫 兼光君 河野 繁君
西尾 末廣君

出席國務大臣 岡崎 勝男君
出席政府委員 保安政務次官 前田 正男君
外務事務官 土屋 隼君
(欧米局長)

外務事務官(經濟局長心得) 小田部謙一君
外務事務官(条約局長) 下田 武三君
委員外の出席者 農林事務官(食糧庁業務第二部輸入計画課長) 羽場 光高君
専門員 佐藤 敏人君

三月十二日

委員三浦寅之助君、金子與重郎君及び須藤彌吉郎君辞任につき、その補欠として佐々木盛雄君、喜多壯一郎君及び佐藤芳男君が議長の指名で委員に選任された。

委員佐々木盛雄君及び喜多壯一郎君辞任につき、その補欠として三浦寅之助君及び荒木萬壽夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員荒木萬壽夫君及び佐藤芳男君辞任につき、その補欠として喜多壯一郎君及び須藤彌吉郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十一日

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件(条約第八号)

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第九号)
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一〇号)
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一一号)

同日 在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願(有田八郎君紹介)(第三二五七号)
の審査を本委員会に付託された。

同日 在外公館に旧商務官制度の復活に関する陳情書(東京都議会議長佐々木恒可外七名)(第一六〇二号)
海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書外二件(長崎県南高来郡大正村議會議長水元澄夫外二名)(第一六〇

三号)
を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件
公職会開会承認要求の件
日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めの件(条約第七号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件(条約第八号)
農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第九号)
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一〇号)
投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一一号)

同日 在外未帰還同胞の帰還促進等に関する請願(有田八郎君紹介)(第三二五七号)
の審査を本委員会に付託された。

同日 在外公館に旧商務官制度の復活に関する陳情書(東京都議会議長佐々木恒可外七名)(第一六〇二号)
海外抑留同胞の引揚促進に関する陳情書外二件(長崎県南高来郡大正村議會議長水元澄夫外二名)(第一六〇

議題といたします。政府側より提案理由の説明を求めます。岡崎外務大臣。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求め。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
国際連合憲章の体制内において、同憲章の目的及び原則を信奉する諸国がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき自発的措置によつて、国際的平和及び安全保障を育成することを希望し、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約に述べられている日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有するとの確信を再確認し、
千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の前文において、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章

の目的及び原則に従つて平和及び安全保障を増進すること以外に用いられるべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを、アメリカ合衆国が期待して、平和及び安全保障のために暫定措置として若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持するとある趣旨を想起し、
日本国のための防衛援助計画の策定に当つては経済の安定が日本国の防衛能力の発展のために欠くことができない要素であり、また、日本国の寄与がその経済の一般的な条件及び能力の許す範囲においてのみ行うことができることを承認し、
アメリカ合衆国政府が、前記の目的とするところを達成するためアメリカ合衆国による防衛援助の供与を規定する改正後の千九百四十九年の相互防衛援助法及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法を制定したことによりこれらの原則を支持したことを考慮し、
その援助の供与を規律する条件を定めることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条
1 各政府は、経済の安定が国際的平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、及びこの協定の両署名政府が各場合に合意するその他の政府に対し、援助を

供与する政府が承認することがある装備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従つて、使用に供するものとする。いずれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて使用に供する援助は、千九百四十九年の相互防衛援助法、千九百五十一年の相互安全保

章法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定に従つて供与するものとする。

2 各政府は、この協定に従つて受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

3 各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府に対し、この協定に基づいて供与される装備又は資材（有償で供与される装備及び資材を除く。）で使用に供される当初の用途のために必要でなくなつたものの返還を申し出るものとする。

4 各政府は、共通の安全保障のため、この協定に従つて受ける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自

国政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する。

第二条

日本国政府は、相互援助の原則に従い、アメリカ合衆国が自国の資源において不足し、又は不足する虞がある結果必要とする原材料又は半加工品で日本国内で入手することができざるものを、合意される期間、数量及び条件に従つて、生産し、及びアメリカ合衆国政府に譲渡することを容易にすることに同意する。その譲渡に関する取極に當つては、日本国政府が決定する国内使用及び商業輸出の必要量について十分な考慮を払わなければならない。

第三条

1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏れつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。

2 各政府は、この協定に基づく活動について公衆に周知させるため、秘密保持と矛盾しない適當な措置を執るものとする。

第四条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、防衛のための工業所有権及び技術上の知識の交換の方法及び条件を規定する適當な取極であつて、その交換を促進するとともに、私人の利益を保護し及び秘密の保持を図るものを作成するものとする。

第五条

両政府は、アメリカ合衆国政府が

実施する援助計画に割り当てられ、又は同計画から生ずるすべての資金について、差押その他の法律上の執行の手続を執ることが援助計画の目的の達成を妨げる虞がある旨をアメリカ合衆国政府から日本国政府に通告したときは、日本国政府が、いずれの人、法人その他の団体、その機関又は政府もその手続を行うことができないように、その資金を積み立て、他の資金から分離し、又はその資金に対する権原を確保するための手続を設ける目的で協議するものとする。

第六条

1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。

a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基づいて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備品に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除（別段の合意がある場合を除く。）

b 附屬書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし

2 関税の免除並びに附屬書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、

需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定められるもの以外のものについても行われるものとする。これらの支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法又はその後同法を補正し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

第七条

1 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、この協定に基づいて供与される装備、資材及び役務に関するアメリカ合衆国政府の責務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基づいてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進捗よく状況を観察する便宜を与えられるものを接受することに同意する。その職員（臨時に任用される職員を含む。）でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本国政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特権及び免除を与えられる。

2 日本国政府は、この協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時同資金を提供するものとする。

第八条

日本国政府は、國際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同すること、國際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執ること並びに自国政府が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて負つてゐる軍事義務を履行することの決意を再確認するとともに、自国の政治及び經濟の安定と矛盾しない範圍でその人力、資源、施設及び一般の經濟条件の許す限り自国の防衛力及び自由世界の防衛力の發展及び維持に寄与し、自国の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適當な措置を執るものとする。

第九条

1 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約又は同条約に基いて締結された取極をならぬ改変するものと解してはならない。

2 この協定は、各政府がそれぞれ自国の憲法上の規定に従つて実施するものとする。

第十条

1 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定の条項は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があつたときは再検討することができ、

また、両政府間の合意により改正
することができ。

第十一條

1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から、日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の書面による通告を受領した日の後一年を経過するまで、引き続き効力を有する。但し、第一条2、3及び4の規定並びに第三条1及び第四条に基いて締結される取極は、両政府が別段の合意をしない限り、なお引き続き効力を有する。

3 この協定の附屬書は、この協定の不可分の一部とする。

4 この協定は、国際連合事務局に登録するものとする。

以上の証として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男（署名）

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン（署名）

附屬書A

アメリカ合衆国政府は、この協定の実施に当り、日本国及び他の国の使用に供すべき需品及び装備を履行可能な場合には日本国内において調達することを、並びに日本国の防衛生産の諸工業に情報を提供し、及び

その諸工業の技術者の訓練を促進することを、他の条件の許す範囲内で、できるだけ考慮するものとする。この点に關連して、日本国政府の代表者は、アメリカ合衆国政府が日本国の防衛生産の諸工業の資金調達を援助するよう考慮するならば、日本国の防衛能力の發展は著しく容易になるべきことを述べた。

附屬書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

附屬書C

両政府は、標準化の原則から生ずる利益を認めて、型及び品質に關し、この協定に基いて供与される援助の効果的な使用及び維持を促進する程度の標準化を達成するため、実行可能な共同措置を執ることが望ましいことに同意した。

附屬書D

日本国政府は、共通の安全保障のため、世界平和の維持を脅かす国との貿易を統制する措置を執ることに、アメリカ合衆国その他の平和愛好国の政府と協力するものと

する。

附屬書E

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第六条の実施のため、次のとおり合意する。

1 第六条1b及び2にいう日本の租税とは、次のものをいう。

a 物品税

b 通行税

c 揮発油税

d 電気ガス税

2 両政府は、この附屬書に明示していない日本の現在の又は将来の租税で第六条に定める支出金について適用があると認められるものに関し、免除及び払いもどしを許与するための手続につき合意するものとする。

3 日本の租税の免除及び払いもどし並びに関税の免除は、アメリカ合衆国政府の適当な証明がある場合に行われるものとする。

4 アメリカ合衆国政府が、第六条に基いて関税又は租税の免除を受けて、日本国に輸入し、又は日本国内で調達する資材、需品及び装備は、日本国及びアメリカ合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて認められる場合を除く外、日本国内で処分してはならない。

5 第六条及びこの附屬書は、
a 日本国の法令で定める輸入又は輸出の手続の免除を必要とするものと解してはならず、また、
b 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定その他の現行の協定及び取極に従つて日本国の法令で

定める関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものと解してはならない。

附屬書F

1 両政府は、この協定によつて供与される援助の進捗よく状況を観察するアメリカ合衆国政府の責務を第七条に従つて日本国において遂行するアメリカ合衆国政府の職員に対して日本国政府が与えるべき便宜に關し、その便宜が合理的なものでなければならず、且つ、日本国政府に不当な負担となつてはならないことに同意する。

2 両政府は、前記の職員で外交特権を与えられるべきものの数をできるだけ少なくすることに同意する。

3 両政府は、アメリカ合衆国の国籍を有する前記の職員でアメリカ合衆国大使館の一部とみなされるものの地位が、在日本国アメリカ合衆国大使館に属する相当級の職員の地位と同一であることに同意する。

当該職員は次の三等級に区分される。
a 同大使館に配属される最上位の將校並びに陸軍、海軍及び空軍各部の先任將校並びにこれらの者の次席者は、アメリカ合衆国政府の適当な通告があつたときは、完全な外交官たる地位を認められる。

b 第二の等級の職員は、国際慣習により同大使館の特定の等級の職員に認められている特権及び免除（日本国の民事及び刑事の裁判権からの除外、公文書の

捜索及び押収の免除、任内を自由に離れる権利、その職員がその個人的使用及び消費のため日本国内に輸入する私有財産に対する関税若しくは類似の租税又は制限の免除で外国為替に關する現行法令を害しないもの、その職員の給料に対する日本の内国税の免除その他の特権及び免除）を享有するものとする。アメリカ合衆国政府は、第二の等級の職員については、外交官用自動車登録番号標、外交閉名簿への記載、社交的儀礼その他の外交官たる地位に伴う特権及び儀礼を辞退することができる。

c 第三の等級の職員は、同大使館の書記と同等の地位を認められる。

附屬書G

1 両政府は、日本国政府が第七条の規定に従つて随時提供すべき経費の額を必要の最少限に制限することに同意する。

2 両政府は、また、日本国政府が、1の規定に掲げる経費の提供する代りに、必要な且つ適当な不動産、備品、需品及び役務を使用し供することができることに同意する。

3 両政府は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価値については、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべきことに同意する。

4 日本国政府による負担は、両政府の間で合意することがある取極

に從つて使用に供されるものとす

5 両政府は、さらに、この協定の効力発生の日から千九百五十五年三月三十一日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本門の価額が、その期間において同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、三億五千七百三十万圓(三五七、三〇〇、〇〇〇圓)をこえないことに同意する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基づく装備の返還に関する取極

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、本日署名された両国間の相互防衛援助協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する装備及び資材で使用に供される当初の用途のために必要でなくなるものの処分に関し、同協定に基き次の取極を合意する。

1 日本国政府の当局は、完成品計画に基いて供与される装備及び資材で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の目的の達成のため必要でなくなつたものについて、アメリカ合衆国政府に同国の軍事援助顧問団を通じて通報するものとする。もつとも、軍事援助顧問団が、前記の協定の第一条3の規定に該当すると認める装備又は資材について、日本国政府の当局の注意を喚起することを妨げるものではなく、日本国政府は、その通知を受けたときは、当該装備及び資材を2以下の規定に定める手続に從つてアメリカ合衆

国政府に返還することに関し、アメリカ合衆国政府と協議を開始するものとする。

2 アメリカ合衆国政府は、第三国への移転のため、又はアメリカ合衆国政府が行うことがあるその他の処分のため、前記の装備及び資材に対する権原の取得を承諾することができ。

3 アメリカ合衆国政府が権原の取得を承諾した装備及び資材は、国外向け船積を必要とするときは日本国のいづれかの港において船側渡しにより、国外向け船積を必要としないときは軍事援助顧問団が指定する日本国内の積荷地点において内国運送積込渡しにより、又は自力飛行によつて引き渡すことができる。航空機であるときは同顧問団が指定する日本国内の飛行場において、引き渡される。

4 必要でなくなつたことを日本国政府が通報した装備及び資材で、アメリカ合衆国政府が再配分し又は返還を受けるためその取得を承諾しないものは、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で合意するところから従つて処分するものとする。

5 相互防衛援助協定に基いて供与される装備及び資材の廃品又はくずについては、アメリカ合衆国政府に対しこの取極の1に從つて通報し、且つ、2、3及び4に從つて処分しなければならぬ。アメリカ合衆国政府が取得を承諾しない廃品又はくずは、日本国の防衛努力又はアメリカ合衆国政府が軍事援助を供与しているその他の国の

防衛努力を支持するために使用するものとする。

以上の証拠として、署名のために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。
千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。
日本国政府のために
岡崎勝男(署名)
アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件
農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求め。

農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
アメリカ合衆国による改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条の規定に基き、同国の余剰農産物の販売及び日本国によるその購入から生ずる相互の利益を考慮し、そのために必要な取極を行うことを希望して、
次のとおり協定した。

第一条
両政府は、改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条に從つて、千九百五十四年六月三十日に終るアメリカ合衆国の現会計年度

において総額五千万合衆国ドル(五〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)の取引を行うよう努力する。

第二条
購入される個々の品目及び個々の取引の条件は、アメリカ合衆国政府のために対外活動計が定める手続に從つて、随時両政府の間で合意されるものとする。

第三条
この協定に從つて取得されるべき商品の購入及び利用は、アメリカ合衆国又は他の友好国の通常の市場取引を排除し、又はこれに代替してはならないものと了解される。

第四条
アメリカ合衆国政府は、第二条にいう個々の購入のため必要な合衆国ドルを支出するものとし、日本国政府は、その合衆国ドルの支出の通告があつたときは、日本銀行に設けられるアメリカ合衆国政府の特別勘定に日本円による等価額を積み立てるものとする。

第五条
積み立てられる日本円に対する合衆国ドルの為替相場は、公定の複數基準為替相場が設けられない限り、合衆国ドルに関して日本国政府が定める公定平価で、第四条に定める通告を受領した時に実施されているものでなければならぬ。

第六条
この協定の実施のため必要な細目取極は、両政府の間で合意されるものとする。
第七条
この協定は、日本国がその国内法上の手続に從つてこの協定を承認し

たことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。
千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。
日本国のために
岡崎勝男(署名)
アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるとの件
経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求め。

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定
日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
改正後の千九百五十一年の相互安全保障法第五百五十条にそつて農産物の購入のための協定を締結したことに伴い、
経済的安定が國際の平和及び安全保障に欠くことができないことを認め、
アメリカ合衆国政府が、日本国の工業生産及び潜在的経済力の発展を援助する目的で、前記の農産物の購入の結果として生ずる円資金を、この協定に基いて利用する用意を有す

ることを考慮し、アメリカ合衆国の国民が日本国で行う私的投資の促進もまた前記の目的に資することを認めて、次のとおり協定した。

第一条

アメリカ合衆国政府は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第四条の規定に基いて設ける特別勘定に積み立てられる円資金を、合衆国の関係法令の規定及び条件に従つて、次の目的のために使用するものとする。

(1) アメリカ合衆国政府は、日本国の工業の援助のため、及び日本国の経済力の増強に資する他の目的のため、相互間で合意する他の条件に従つて、前記の特別勘定から円額を日本国政府に贈与するものとする。その贈与の合計額は、前記の協定に基いて行われる取引の結果として生ずる当該特別勘定の積立金の総額の二十パーセントの額とする。但し、その額は、一千万合衆国ドル(一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円額をこえないものとする。

(2) アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国の軍事援助計画を支持するため、日本国内における物資及び業務の調達のため、当該円資金の残額を自由に使用することができ。

第二条

日本国政府は、アメリカ合衆国政府が日本国政府に対して行う贈与から生ずる円額を積み立てる特別の勘定を設けるものとする。

第三条

日本国においてアメリカ合衆国の国民が行うことがある私的投資に対する改正後の千九百四十八年の経済協定法第百十一条(b)(3)の規定に基くアメリカ合衆国による保証は、その私的投資を促進し、及びこの協定の目的の達成に寄与するものであることが合意される。

第四条

この協定の実施のため必要があるときは、両政府の間で細目取極を合意するものとする。

第五条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京でひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条但書の規定に基き、国会の承認を求め。

投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、日本国においてアメリカ合衆国の国民が行うことがある私的投資に対する改正後の千九百四十八年の経済協定法第百十一条(b)(3)の規定に基くアメリカ合衆国による保証が、日本国及びアメリカ合衆国に経済的利益をもたらすことを認め、その保証に関する了解を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、アメリカ合衆国の国民が提案した日本国における投資の計画で、改正後の千九百四十八年の経済協定法第百十一条(b)(3)に基く保証を考慮されているもの又はその保証を受けることがあるものに関して協議するものとする。

第二条

日本国政府は、同政府が承認する計画に対してアメリカ合衆国政府が第一条にいう経済協定法の当該条項の規定に従つて与える保証に関し、次のことに同意するものとする。

(1) アメリカ合衆国政府が当該保証に基き合衆国ドルによる支払をいずれかの者に対して行う場合には、日本国政府は、その支払の原因が生じた資産、通貨、貸付金その他の財産に対するその者の権利、権原又は利益のアメリカ合衆国政府への移転及びこれに関連して生ずるその者の請求権又は訴訟の原因

についてのアメリカ合衆国政府による代位を承認する。日本国政府は、また、当該保証の対象となる損失に対して日本国政府の与える補償額が当該保証に基きアメリカ合衆国政府に移転することを承認する。

(2)

当該保証に基いてアメリカ合衆国政府が取得する円額には、その取得の時に、当該保証を受ける投資行為と同様の合衆国の国民の投資行為から生ずる私人の資金に与えられる待遇よりも不利でない待遇が与えられ、当該円額は、アメリカ合衆国政府が非軍事的行政事務費として自由に使用することができ。

(3)

当該保証に基く支払の結果アメリカ合衆国政府が代位することがある日本国政府に対する請求権は、両政府間の直接の交渉の主題とする。両政府が相当な期間内に合意によつて当該請求権について解決することができない場合には、相互間の合意によつて選定される一人の仲裁人に最終的の且つ拘束力のある裁定のため付託する。両政府が三箇月の期間内にその選定について合意することができない場合には、当該仲裁人は、いずれか一方の政府の要請に基き国際司法裁判所長が指定する者とする。

第三条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

○岡崎勝男 たいだいま議題となりました日米相互防衛援助協定その他の協定に關しましては、昨日本会議におきまして提案理由を委細申し述べたのでありますが、ここにさらに要点を大要御説明いたしたいと思います。

政府は、昨年六月米國議會において成立いたしました相互安全保障法の改正法によりまして、すでに西歐その他多数の國々に供与されて来た防衛援助が、わが國にも供与され得ることになったことを承知いたしました。この米國の援助を受ける方針を決定する前に、戦力の保持を禁ずるが憲法との關係において、また再建途上にあるわが國經濟力との關係において、十分米國政府の意向を確かめておくことが適当と考へましたので、これらの點に關するわが方の見解を具して米國政府の意向をただしたのであります。その結果、當時本委員府において御報告いたしました通り、六月二十四日及び二十六日の日米往復書簡において彼我の見解は大体一致することが明らかとなつたのであります。

よつてこの往復書簡の基礎に立つて、昨年七月十五日から交渉を開始いたしました。爾後の交渉経過につい

ては、本委員会においてあるいは中間報告として、あるいは御質疑に応じまして、これを明らかにいたして来たものであります。その結果去る三月八日お手元に配付いたしました通り協定十一箇条、付属書七項目、付属とりきめ一つよりなる文書に署名する運びとなつたのであります。

この文書の内容の大部分は、米国と他の外国との間の同種協定の内容と軌を一にするものであります。前述のわが国の特殊事情に基づく特異な点もないではないのであります。

その第一は、相互安全保障法第五百一条(ホ)に掲げられました六条件に関する条約上の軍事的義務の履行の点につきましては、わが国の場合は、日米安全保障条約に基づく義務にはかならぬことを明らかにいたしてあります。またこれは第八条に記載してあります。またこの六条件を含めまして、本協定の全条項の実施が、憲法の条章に従つて行われる旨を明確にいたしますとともに、本協定が安全保障条約を何ら改変するものでないことも明らかにいたしてあります。これは第九条に記載してあります。

なお海外への部隊派遣の問題のごときは、もとより装備、資材等の援助の授受を定めることを目的とした本協定とは、何ら関係のありやうのない問題であります。国内の一部で懸念する向きもありませんので、本協定の署名式におけるあいさつにおいて、その無関係なることを明らかにいたした次第であります。

第二に、わが国経済との関連につきましては、防衛力の増強にあつて

は、経済の安定が不可欠の要素であることを前文と第一条において明らかにいたし、また他面わが防衛産業助長のために、日本及び第三国用の装備、資材のわが国における調達、防衛産業に対する情報の提供、技術者の訓練等に関する条項を設けてあります。これは付属書のAに記載してあります。

平和を脅威する国との貿易の統制につきましては、米国と他の国との協定の先例にかんがみまして、かつわが国の国連協力の方針にも照し、これを約束することはさしつかえないと認めましたが、さきの本院の決議の次第も十分に尊重いたしました。付属書において、わが国は米国その他の平和愛好国と、この目的のため協力する趣旨を掲げることとされた次第であります。これは付属書Dに記載してあります。

なお軍事援助顧問団につきましては、これを大使の指揮下に行動する性格のものたらしめるとともに、その員数及び行政事務費につきまして、わが財政状況にかんがみまして、これを最小限度にとどめた次第であります。右は第七条及び付属書のGに記載してあります。

以上述べました諸点につきましては、今次協定の交渉の経過において取扱いに慎重を期し、従つて交渉も意外に長引いたものであります。わが国の特殊事情に対する考慮は十分に織り込み得たものと信じております。

次に、相互安全保障法第五百五十条に基づく農産物の円貨による購入及びその円貨の使用に關しましては、農産物の購入に關する協定及び経済措置に關する協定の二つの協定を作成いたしました。その結果、農産物の購入代金た

る五千万ドルに相当する円貨のうち、二〇％はわが国防衛産業の振興に使用されることとなり、残余の円貨は米國が日本における域外買付に使用するこ

ととなりました。これは防衛産業の強化と、わが国経済の発展に役立つものと考へております。

購入すべき農産物といたしましては、さしあたり小麦五十万トン、大麦十萬トンを予定しておりますが、これは外貨を使用せず円で購入し得る点、その価格が国際小麦協定の価格と同様の廉価なる点を考慮すれば、相当有利の廉価でわが国の食糧事情の緩和に寄与するものと考へております。

また今回同時に署名を見ました投資保証協定は、全文三箇条の簡単なものであります。その要旨はわが国の外貨事情等によりまして、米国民間投資の元本及び収益のドル交換が不可能となつた場合、並びに当該投資財産が国内で取用されたやうな場合に、米国民間投資家にドルによる補償を与えるとともに、その債権を継承することを内容とするものであります。これは民間投資家が米國政府の保証により、安心してわが国に資本投下をなし得る道を開かんとしたものであります。

これを要しますに、今回署名されました相互安全保障協定は、わが国の憲法の条章のわく内で実施せらるべきこと、及びわが経済の安定に支障を来さざる範圍で実施せらるべきこととの明文上の保証を設けた上で、わが国防衛力の増強と、あわせてわが国の産業の助長発展に資することを目標としましては、これら諸協定がわが国の自立自衛の達成に貢献し、またこれに

より日米兩國の協力はさらに強固の度を加へ、ひいて自由諸國の安全保障と世界平和の維持に寄与せんとするわが國の意圖の実現に一步を進めたものとして考へる次第であります。

つきましては以上の諸点を考慮せられ、これらの協定につき、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○上塚委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

○上塚委員長 この際公聴会開会についての承認要求の件につきましてお諮りいたします。ただいま議題となつております日米相互防衛援助協定外三件の各協定は、國民的関心を有するきわめて重大な案件でありますので、広く各界の意見を聴取するため公聴会を開きたいと存じます。これにつきましては、衆議院規則第七十七条により、あらかじめ議長の承認を得ることになつております。よつて公聴会開会の承認を議長に求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

報告書等の諸手續につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

ると存じます。従つて私は立法院として、この法案を取上ぐべきかどうかというところが、第一に問題になるとわれわれは思ひ、しかもわれわれの意見は、違憲が明瞭でございますので、政府に原案のまま送り返すべきである。従つてこれは本院において審議することを取上げますことは、立法院としての責任に反するものであると思つて、至急一応緊急の理事會を招集していただきまして、そしてこの問題を一応討議されることを希望いたします次第でございます。もし多数をもつて、あるいは第九九条の憲法の規定の範囲内においてという文章をもつて、これを補強されるところならば、実質的に憲法の侵犯を多数をもつて押し切るといふおそれなきを得ない。もし憲法に違反しないかと判断されておるとするならば、知らずして善意ではございますが、明らかに憲法に対する違反を犯すことになりましますので、重大な問題であると思ひます。従つてこの問題に對します取扱いを慎重にされるために、緊急に理事會を招集されんことを希望する次第でございます。

○並木委員 たいだいま繼續委員の議事進行に關する發言を聞いておりましたところ、その内容はまことに拙著断断でありまします。正当の手續をふんで国会に提案をされて、議長がこれを受理して、わが外務委員会に付託を受けたものであつて、その内容についてこれからいよ／＼審議に入るのであります。もし内容について憲法違反の疑いがあるならば、大いにその点をわれわれは政府に突きとめて、結論を出すのはこ

れからなのであつて、それをしよつばなから、審議をしないから、憲法違反であるからこれを突き返せという事は、これは何のためにそういう發言をしたか、私どもにはわからない。社会党左派一流の宣伝ではないかとさへ感じて、私は不愉快になつたのであります。同じ野党でありますから、こんなことを言いたくないのですが、そういう意味において、たいだいま理事會を開くなどをおもひ、委員会の權威にかけても不必要だと思ひます。

○上塚委員長 繼續君の動議に對して、私から一応答弁をいたします。委員長は、昨十一日成規の手續によつて、本會議を通じて委員会に付託されましたこの協定に關しましては、予定通り審議を進行するつもりでありますから、さよう御了承を願ひます。

○繼續委員 もとより議長は送付されましたときに、これが違憲だと思つてこれを委員会に付託されたということであるならば、重大な問題でございますが、おそろくはこの法案をごらんになつて、憲法には違反しないという判断をされたのでございませう。従つて成規の手續をとつてこれを付託されたといひましたし、違憲であることが、付託された後において発見された場合においては、もとより成規の手續でございまして、もとより違憲であることを見つけたときにおきまして、当然これはその違憲性を明らかにすべきだといふことは言うまでもないことである。今までわれわれはそういう疑義を持つておつたのであります。昨日並びに本日の外務大臣の説明を伺い、かつ正式に文章になつておりますこの協定を拝見いたしましたし、そのこ

とが明瞭になつたのであります。あるいは議長が違憲でないと思つたし、また場合においては、当然これはその違憲性を明らかにしてやらうべきであるといふことは、私どもは信するものであります。これは当然手續上の問題ではございません。従つてさようとりはからわれんことを希望する次第でございます。

○北委員 一昨年の国会の解散は違憲だといふことを、改進黨の苦米地義三君が訴えられまして、第一審ではこれは解散は違法であるといふ結論を得たのですが、それでも議會はずつと継続しておるのです。ただ訴えただけで議會の審議をやめるといふことは、これは無理であつて、第一審の判決があつても、われわれは議會をやつておりましたから、繼續君の動議は当然無効だと私は考えますので、どうぞそのように採決していただきたい。

○上塚委員長 それではこれよりたまたまの四件に關する質疑を許します。福田篤泰君。
〔動議の結末をつつろ〕と呼び、その他發言する者多し。
○上塚委員長 戸叶里子君。
○福田(篤)委員 私はまず外務大臣にお尋ね申し上げたい……。
○上塚委員長 ちよつと待つてくださ。あなたに許しましたが、今緊急動議が出ておりますから……。
〔そんなばかなことではないじやないか〕と呼び、その他發言する者多し。

たが、これは委員会でございますから、もう一度この委員会において取扱ひ方を考へていただきたいと思ひます。繼續委員の動議は、理事會を開いて相談しようといふことでございますから、一応その動議に對しましてその採決を委員長はお諮り願ひたいと思ひます。

○上塚委員長 さようとりはからいませう。どうぞ御進行願ひます。
○福田(篤)委員 どうも左派並びに右派のたゞいまの議事進行に關する發言を聞いておきますと、今までの理事會におきまして、社会党両派は質疑の時間を十分与へることをしばしば要求しておつた。しかるに今違憲であるといふ、とつぱやういふ非常識な發言をして、むしろその審議の時間を空費せしめる、きわめて悪質な議事妨害であります。私は正式に委員長の許可をいただきましたので、本件に關する質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に外務大臣にお伺ひしたいことは、この協定の締結につきましまして、昨年九月以來たび／＼遅れて参りました。これは考えようによりましては、日米間の重要案件を十分慎重にお互いに協議し、討議された、こういうふうにも考えられますが、同時にいろいろな予測しがたい材料も出たと思つております。この遅延の理由をまずお伺ひし、同時に各国とアメリカとの間に結ばれた同様のM.S.A協定について、やはりこのような長い時間がかつた例があるかどうか、簡単に御回答を願ひます。

出て参りまして、これを同時にやはり早く小麦を門で買いたいという希望で、これも含めましたので、交渉が遅延いたしました。そこでそれもまとめまして、いよ／＼もう調印が近くなつておりますが、どうもわれわれの予想しておるよりも、顧問團の費用が多過ぎると思われまして、またその人数も従つて多過ぎるようによ考えました。

これも保安庁等と協議をいたしました。人数につきましてもは、大体先方の言う程度のもので、保安庁としては納得の行く数字のように見たさうでありますけれども、できるならば人数も減らし、従つて費用も減らしたいという希望で最後まで話をいたしました。これがまた約一月程度の遅延を來した理由でありましたが、こういう問題がよやく片づきましたので、調印に至つたのであります。ほかの国の例を見ますと、いろ／＼長短はございますが、昨日も本會議でお答えいたしました通り、スペインとの協定は約二箇年を要しておりました。これに比べれば、われわれの方はそれほど遅れはしなかつたわけでありまが、日本の場合はいろいろ特殊事情がありましたので、これらをはつきりさせるために時間を要しまして、思わぬ長い時間がかつた、こういう事情であります。

○福田(篤)委員 たいだいまの御答弁で大体その経緯、理由がわかりました。が、昨日の本會議でも本件に對する相当重要な問題として取上げられました。いわゆる海外派兵の問題であります。この海外派兵の問題につきましまして、このM.S.A協定に結びつけてまして全國民の重大な問題になつておることは御承知の通りであります。海外派兵をしな

い、その可能性がないということを、今後いかなる根拠に基いて保障せられるお考えであるかどうか、根拠についてお伺いしたいと思います。

○岡崎國務大臣 これは問題は違いますが、たとえば国際連合に加入した国でも、国際連合の安全保障理事会の決定によりましていわゆる警察軍と称するものを出す場合は、これは重大な問題でありますから、加盟国がすぐにそういう義務を負うのではなくて、明確に自国の兵力を出すということについて国際連合との間に特別の協定を結ばなければ、そういう義務は生じない。こういう問題は特に明確に義務がはつきりしなければそういうことは行われないうというの、これは国際慣習から見ましても当然のことです。今度の協定はどこを見ましても、そういうようなことを疑わせるような文句はないのであります。これは勿論当然でありまして、この協定の本旨とするところは、要するに防衛力漸増に関する援助を与えるということ、援助を受けるといふことを主眼とした協定でありますから、要するに援助を授受する問題が協定の本旨であります。従つて海外に部隊を出すとか出さぬとかいう問題は、どこのMSAの協定を見ましても、問題には全然ならないのでございませう。もとよりこういうことは、かりにやる場合がありましても、これはその国の自主的にきめる問題であつて、外国から強要されるべき問題でもなければ、また強要できる問題でもないのではありません。従いまして、この協定には海外派兵をしないという事は書かないのであります。これは当然書くのがおかしいのであつて、そんなところ

へ全然別問題のようなものが入るのは非常におかしい。(じや、なおおかしいじやないか)と呼ぶ者あり)ただししばしばそういう話がありましたから、協定の中に入れることは非常におかしいけれども、念のため、あいつの中にもその点に言及いたしたのであります。昨日の質問を聞いても、ここに海外派兵はないということが書いてないからあふないというのであります。(ちつともおかしくない)と呼ぶ者あり)こんなおかしいことではないと私は思う。何にも書いてないのにあふないというの、どういふわけなのか全然わからないのであります。それならば、この協定ができる以前のことを考へたら何も無いのだが、それでは海外派兵が危険だという結論にもなるのであります。これは積極的な義務を負わなければそういうことはどういふ得ない、さうに御了承願います。

○福田(篤)委員 現在MSAの協定に對して反對しております一派は、MSA協定によつてすぐ海外出兵の義務が起るのだということを故意に宣伝しております。今の御答弁で、この協定によつて海外出兵義務は当然起るものでないということが明らかにされました。これにつきまして、今後反對派のいゆる懸念の宣伝に對して、政府も十分留意され、その無関係のこと、並びに海外出兵がMSA協定によつて義務づけられるものでないということ、あらためて確認させていたしたいと思います。

人教を、できれば年末あたりまでに半分に減らしたいというような内交渉もあるように聞いておりますが、その点について御回答願います。

○岡崎國務大臣 この顧問團につきましては、これはアメリカ大使の指揮のもとに立ちまして、その中には、外交官の待遇を受ける者、それから外交官のところまでは行かないが、アメリカ大使館の付属員としての待遇を受ける者、それから普通のタイピスト程度の待遇を受ける者、この三種があるわけでありまして、すべてアメリカ大使の指揮のもとに立つことになつております。

にしたい、かように考へております。○福田(篤)委員 大人数と見通しはわかりましたが、この七百人の内容は、新しくアメリカから日本に來られる人が主体であるか、あるいは今まで保安隊についておりました人が振りかえられるわけか、この点について御説明いただきたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 これは実は現在保安隊におります人々も、始終交代してかゝるのであります。同じ人が長くいるということがあつて、非常にいいのです。○福田(篤)委員 顧問團の任務の具体的な内容をお伺いしたいと思います。と申しますのは、一部には顧問團が一種の内政干渉をするおそれがあるのじやないかという懸念もあるようでありまして、その任務の具体的な内容を、英、米、フランス、その他の外国とアメリカとの間のMSA協定に基く顧問團と、日本における顧問團との相違並びに類似点について、御説明いただきたいと思ひます。

に於いては、その付近の艦の状況がどの程度強いかにことによりまして、あるいは補強しなければならぬ場合もありましようが、ある車両は重くてそこは通れないというふうな場合もあるわけでありまして、それからその土地によりましていろいろの相違がありま

○岡崎國務大臣 顧問團の任務は主として援助計画の実施ということでありまして、日本の部隊にかなるものがあつて、日本が負担する現金の額はどのくらいでありますか、それについて御説明願ひたいことが一つと、どういふ使途にそれが使われるのかそれについて内容を承りたいと思ひます。

○岡崎國務大臣 ただいま予定いたしておりますのは三億五千七百万円であ

ります。この内容は、事務費、それから各住居に対する補助費、旅費、それから雇い人の費用、こういうものがおまになつております。

○**福田(憲)委員** 三億五千七百万円の子算は一体どういふところから出るのか、この点をお伺いいたしたい。

○**岡崎國務大臣** これはアメリカ側と話をいたしまして、いわゆる広義の防衛分担金の中から支出しよう、こう考えております。

○**福田(憲)委員** 防衛分担金でありますと、その予算措置をどうとられておるか、それについてお伺いいたしたい。

○**岡崎國務大臣** 防衛分担金は、御承知のように二種類ありまして、現金で支出する部分と、それから家賃として負担している部分とあるわけでありませぬ。私の申しますのは、家賃の方もまぜました広義の防衛分担金でありませぬ。すなわち一部は家賃として今まで出しおりますものも使用できると考えております。これは本年度も予算にありませぬが、来年度の予算にも同様のものが計上してあります。それを米軍側と協議をいたしまして、米軍側の節約を求めまして、その程度のものを出出する、こういうことになっております。

○**福田(憲)委員** この協定によりまして、新しく立法を必要とするものがあるかどうか、あるとすれば、どういふものがあるかをお伺いいたしたい。

○**岡崎國務大臣** 機密の保護に関するものについては立法をいたしたい、こう考えております。

○**福田(憲)委員** それだけでですか。

○**岡崎國務大臣** もう一つは、小麦の

買入れに基きまして一千万ドルの贈与を受けますが、この贈与の特別会計を設けたい。これについての法案はもう用意してあります。

○**福田(憲)委員** この協定によつて新しお日本が負う義務についてお伺いいたしたいのですが、これは先ほど来提案説明にもはつきり言われておりますように、従来の日米安保条約の義務以上には出ないといふことを政府は明確にしておられる。この日米安保条約の義務というのを、もう一度あらためてここで検討してみたいと思ひますが、政府がMSA協定は安保条約の義務以上に出ないといふ場合、どういふ義務といふことであるか内容についてもう一度お伺いいたしたい。

○**岡崎國務大臣** 安保条約における義務と申しますと、第一には、アメリカの軍隊が日本に駐留する、この駐留を認めるということが、一つの義務になっております。それから第二には、第三国に対して任意に軍事基地等を提供しないといふこと、これも消極的のことでありますが、義務になつております。この安保条約におきましては、軍事基地と書いてございます。

○**福田(憲)委員** 本協定の援助の継続性についてであります。御承知の通り、五四年から五五年の間の予算において、はつきりとアメリカも支出を認めております。今後の援助の継続につきまして、どういふ見通しを持つておられるか、これについて政府の御見解を承りたい。

○**岡崎國務大臣** これはわが国の防衛力の漸増といふことにも関連いたしまして、アメリカ側でも毎年々々新たに予算を求めて国会の承認を受けるわけ

でありませぬ。従つて、そのりくつかから言へば、来年のことはわからない、こゝも言えないことではないと思ひますが、實際上は、日本の必要性から見ても、私は三年くらいは当然継続されるものと考えております。その後必要な場合には、やはり援助を要請すれば継続し得るものと考えております。

○**福田(憲)委員** 貿易制限規定に關してであります。これは大臣は現在英

国が政治的イデオロギーと商売とは別であるといふ観点から、コムの緩和につきましてアメリカと折衝中であるといふことを御承知であるか、お伺いしたい。

○**岡崎國務大臣** この貿易制限緩和につきましては、イギリス側でアメリカ側と協議をいたすように準備しているといふことは聞いております。これはしかしソ連に対する貿易でありまして、中共に対しては、まだ形式的には国連の決議が生きていますのでありませぬ。これにつきましては、イギリスの当局もアメリカの当局も、さしあたりは特に問題にならないと言つております。言つておられますが、コムにおきましての協議はやはり各国足並をそろえるといふ趣旨でありまして、非常に大幅のものは別として、中共に対しては適宜、適時不必要なものはないと思つております。

○**福田(憲)委員** 現在コム緩和に關する英国の動きを見ましても、将来日本が当然ソ連なり中共との貿易をますます増大すべき努力をしなければならぬと思つております。この貿易制限規定によりまして、むしろ中共との

貿易が従来よりも圧迫あるいは縮小されるという時代逆行的な結論を生むのじやないか、この点についてわれわれは懸念を持つておりますが、これについての政府の方針を伺いたいと思ひます。

○**岡崎國務大臣** その点につきましては、この協定文の日本語の方は単数、複数が出て来ませんからはつきりいたしません。ガヴァンメンツ・オブ・アメリカ・アンド・アザ・ピース・ラヴィン・グ・カントリーズ、こうなつておりました、アメリカとほかの国と一緒にしまして、この平和愛好国の多数の政府と協議をするといふことになってお

ります。従いましてわれわれの方からいへば、日本だけが何か特殊の制限を受けるのでなくて、必ずこれは西諸国並、こういうことをむしろ明らかにした趣旨である、こう考えております。

○**福田(憲)委員** 先ほどのMSA協定によつて日本が新たに立法しなければならぬものが二つあると言われましたが、そのうちの一つの機密保持に關するの立法の措置であります。世間にもいろいろ問題が提起されておりました、かつての軍機保護法的な、相當きびしい、ないしは行き過ぎの法律措置が考えられるのではないかと、これについて政府はいかなる内容のものを立法されるか、その内容につきまして、詳しくお伺いしたいと思ひます。

○**岡崎國務大臣** これはこの協定にもかなりはつきりしております。いわゆる戦争中であつたような法規とは、まるで性質が違ふといふことが言える

ものと思つております。それは三条をこらなくだしますと、「この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報」これだけに対して秘密の漏洩を防ぐといふことになつておるのであります。これはつまりアメリカが日本に対して供与する軍事上の秘密の物件があるとかあるいは役務があるとかあるいは情報がある。これは向うからよこしたものの機密を守るといふことでありまして、その機密を守る方法としましては、付属書のBにおいてアメリカで定めてお

る秘密保護の等級と同様のものをやろう、つまりこれは例ですが、たとえばアメリカである武器につきましては、課長級以上の者にしか示さないといふことであれば、こちらも課長級以上の者にしか示さない、こういう措置をとります。一般に何でもかんでも軍事機密だといつて押えるような方法でなくして、ある何か新しい兵器が来た、この兵器のある設備がまだ機密であるといふ場合とか、あるいは何らかの情報

が来て、この情報は機密を守つてもらわなければ困るのだといふ場合に、それに対して機密保護の措置をとらうといふことでありまして、お話の御心配のような点は全然ないだろうと私は考えております。

○**福田(憲)委員** これは保安庁も關係しますので、保安庁の政務次官にも御答弁願ひます。この協定に基いて、一体いかなる武器の援助が行われるか、具体的にまず御説明を願ひたい。

○**岡崎國務大臣** これにつきましては現在まだ交渉中でありまして、はつきりとはきまつておりませぬ。しかしわれわれが供与に対して交渉してありま

す内容について申し上げますならば、陸上関係につきましては新たに増設されるところの二管区分の武器その他の装備品の供与、貸与を交渉しておる次第であります。なお海上関係につきましても、駆逐艦等を含めまして十七隻というものを交渉いたしております。その内容を申し上げますならば、二千四百トン型の駆逐艦二隻と千六百トン型の駆逐艦三隻、それから千四百トン型の駆逐艦二隻、千六百トン型の潜水艦二隻、掃海艇五隻、LSIといふ輸送船であります。二隻、それから七千トン級の駆逐艦の母艦、補給工作船として使いますもの一隻、計十七隻のものを期待いたしております。なお航空関係につきましては練習機を主にいたしまして約百四十三機ばかりのものを交渉しております。しかしながらこれは今申し上げました通り、現在まだ交渉中でありまして、明細につきましては不確定であります。

○福田(篤)委員 大体の内容はわかりましたが、その決定する時期はいつごろに見通しを付けられておるか、また決定された場合に武器援助の問題について、また別個に日米間にとりきめなり協定ができるものであるかどうか、これについて御答弁を願います。

○前田政府委員 その時期についてはまだ交渉中でありまして、はつきり見通しは立たないのではありませんが、なるべく早く妥結したいと思っております。なお武器の援助がきまりました場合には、とりきめを結ぶことになっておりますが、そのうち船舶関係で千五百トン以上のものに対しては、これは別個の船舶貸与協定のようなものを結びまして、国会の承認を求めなければなら

ないことになっておるものと考えておる次第であります。

○上塚委員長 岡崎外務大臣はよんどころない用事のために、十一時四十五分に退出されることになっておりますから福田委員の外務大臣に対する御質問はこれを留保いたしまして、次会にまたお願ひすることにしたしたいと思います。

○並木委員 明日からわれ／＼野党の一般質問に入るのでありますが、一般質問のときだけはぜひ外務大臣に出席していただきたい。もし出席がない場合には審議が延期になつても政府の方の責任であるということをお願ひ願ひしたい。なお明日私やることになると思いますが、木村保安庁長官、佐藤法制局長官、この両人には必ず出席されるように、特に要望しておきたいと思ひます。

○福田(篤)委員 本日は外務大臣のやむを得ない事情でわずか三十分でありましたので、残りの三十分を最初に質問できるように願ひます。

○上塚委員長 さようとりはからいます。先ほど穂積君より提出せられました動議について採決いたします。〔委員長、委員長と呼ぶ者あり〕穂積君の動議は、MSA協定は違憲なるをもつてこれを撤回して政府に送り返すため、理事會を開いて協議しようということであります。

〔議事進行、議事進行〕と呼び、その他発言する者多し

○上塚委員長 並木芳雄君。

○並木委員 先ほどの穂積委員、戸叶委員よりの動議の提案に対しては、私は、私どもとしてはわからないわけ

はありませぬ。しかし冒頭私が申し上げました通り、憲法違反かどうかということは、これからの審議によつてだんだん明らかになる問題であるので、正式の手続をふんでこれが上程され、社会党の左派では伊藤好道さん、右派では元の委員長の片山さんまで出て本會議で質問されているのです。質問されて、それが外務委員会にかかつてきようからわれ／＼が審議に入つた。そのときに急にこういふ発言をされた。そのときに急いで言われるならば、私どもとしても承つておいてかまいません。しかしそれを押し通して無理に理事會に諮るといふ動議にまで持つて行くといふことは、これはあまりな横軍であるかと思ひます。これを採決して、やれ賛成だ、否決だということまで持つて行かれるのは、われわれ国会議員として不見識きわるものと思ひますので、同僚議員のよしみとして私は両氏に対して、その動議はこの際撤回されるように切に勧告をしたと思ひます。委員長から両氏にその点をお諮り願ひたいと思ひます。

○上塚委員長 ただいま並木君から穂積君の動議を撤回されるように勧告がありました。穂積君、その御意思がございませぬか。

○穂積委員 私は事重大でございませぬが、しかしながら委員会を円満に取返さすために、ひとまず理事會をお開きいただきまして、そこでこの問題の取扱ひ方について協議をしていただきたいことを主張したのでございませぬ。それすら認めないということになりませぬならば、われ／＼はこの委員長のおとりはからいに對しまして、委員長の

良識と責任を疑うものでございませぬので、あくまで理事會を招集していただきまして、ぜひこの問題について適當な御協議をお願ひする次第でございませぬ。

○福田(篤)委員 ただいま穂積委員からの再発言がありました。これは動議自体がすでにきわめて不当なものでありまして、先ほど並木委員が言われたように、この委員会自体の権威に關しますので、今後の取扱ひ上むしろ動議自体を取上げるかどうかをおきめ願ひたいと思ひます。

○上塚委員長 ただいま穂積君より提出されました動議を動議として取上げるべきものであるかどうかということをお諮りいたします。動議として取上げることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上塚委員長 起立少数。よつて否決せられました。それでは本日はこれにて散會いたします。午前十一時五十五分散會

昭和二十九年三月十五日印刷

昭和二十九年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局